

議案第 1 4 号

第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 1 2 日提出

清水町長 辻 康 裕

第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年清水町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 項中「36 万円以下」を「37 万円以下」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。